

安全衛生管理規程作成例

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及び〇〇株式会社(以下「会社」という。)の就業規則第〇〇条に基づき、会社における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 会社の安全衛生管理に関して必要な事項は、労働安全衛生法関係法令(以下「法令」という。)及びこの規程に定めるところによる。

(会社の責務)

第3条 会社は、安全衛生管理体制を確立し、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(注)参照、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善、健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、精神的健康の保持増進対策等、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進するために、必要な措置を積極的に推進する。

(従業員の責務)

第4条 従業員は、会社が法令及び本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持増進を図るため努めなければならない。

第2章 安全・衛生管理

(安全衛生管理体制)

第5条 会社は、総括安全衛生管理者を選任し、第6条により選任する安全管理者等を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させる。(注：令第2条第1号、2号、3号に定める業種と規模の事業場)

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ③ 労働者の安全又は衛生のための教育に関すること。
- ④ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ⑤ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ⑥ 快適な職場環境の形成に関すること。
- ⑦ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(注) 参照

- ⑧ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑨ その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

【関係条文】 法第10条、則第3条の2

第6条 会社は、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生委員会を置き、法令に基づき必要な職務を行わせる。(注：常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合であ

って、以下第7条から10条まで同様です)

(安全管理者)

第7条 会社は、法令の定めるところにより安全管理者を選任する。

- 2 安全管理者は、法令の定めるところにより、第5条の義務のうち安全に係る技術的事項を管理する。
- 3 安全管理者は、職場を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときには、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、安全管理者が職務を遂行することができないときは、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

【関係条文】法第11条、則第4条～6条

(衛生管理者)

第8条 会社は、法令の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

- 2 衛生管理者は、法令の定めるところにより、第5条の義務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。
- 3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、衛生管理者が職務を遂行することができないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

【関係条文】法第12条、則第7条～11条

(産業医)

第9条 会社は、法令の定めるところにより産業医を選任する。

- 2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。
 - ① 健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関すること。
 - ② 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関すること。
 - ③ 作業の管理に関すること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか従業員の健康管理に関すること。
 - ⑤ 健康教育、健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - ⑥ 衛生教育に関すること。
 - ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 3 産業医は、少なくとも毎月1回職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

【関係条文】法第13条、則第13条～15条の2

(安全衛生委員会)

第10条 会社は、安全衛生委員会を設ける。

2 安全衛生委員会規程は、別に定める。

【関係条文】 法第 17 条～19 条、則第 21 条～23 条

10 人～50 人未満の事業場

(安全衛生推進者)

第 5 条 会社は、安全衛生推進者(注:常時 10 人～50 人未満の労働者を使用する事業場、但し、労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 項に定める業種に属する事業場にあつては「衛生推進者」)を選任し、第 6 条 2 項に定める職務を行わせる。

(安全衛生推進者の職務)

第 6 条 会社は、法令の定めに従って安全衛生推進者を選任する。

2 安全衛生推進者は、次の業務を安全衛生業務について責任のある者の指揮を受けて担当する。

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ③ 労働者の安全又は衛生のための教育に関すること。
- ④ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ⑤ 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ⑥ 快適な職場環境の形成に関すること。
- ⑦ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。(注) 参照
- ⑧ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- ⑨ その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関すること。

3 会社は、安全衛生推進者を選任したときは、その者の氏名を事業場の見やすい個所に掲示するなどの方法により社員に周知する。

4 会社は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者からの意見を聴くための安全衛生会議を開催する。

【関係条文】 法第 12 条の 2、則第 12 条の 2～12 条の 4、23 条の 2

(各部署の責任者)

第11条 各部(課)の責任者は、会社の決定に基づき所轄部署の安全衛生管理方針を決定するとともに、職場管理者を指揮して、労働災害防止、快適な職場形成に向けた統括管理を行う。

(職場管理者)

第12条 各職場の管理者は、労働災害を防止し、快適な職場を形成するため次の事項を管理しなければならない(注:職場管理者は、それぞれの事業場の実情に応じて具体的に決定するようにしてください)。

- ① 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
(注) 参照
- ② 労働災害の防止及び健康障害の防止のため、作業方法を決定し、これに基づき部下の社員を指導すること。

- ③ 所管する設備・機械の安全を確保すること。
- ④ 職場内の整理・整頓に努め、快適な職場環境を形成すること。

(作業主任者)

第13条 会社は、法令の定める資格を有する者の内から作業主任者を選任する。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する労働者の指揮その他法令で定める事項を行わなければならない。

【関係条文】 法第 14 条、令第 6 条

第 3 章 就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第14条 会社は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- ① 雇入れ教育、作業内容変更時教育。
- ② 危険・有害業務従事者特別教育。
- ③ 職長教育、その他監督者安全衛生教育。
- ④ そのほか安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育。

- 2 従業員は、会社の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

【関係条文】 法第 59 条、60 条、60 条の 2、則第 35 条、36 条、令 19 条、則 40 条

(就業制限)

第15条 会社は、クレーンの運転その他の業務で法令の定めるものについては、資格を有する者でなければ当該業務に就業させないこととする。

- 2 就業制限業務に就くことができる従業員以外は、当該業務を行ってはならない。

【関係条文】 法第 61 条第 1 項、令 20 条

(中高年齢者等)

第16条 会社は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置を行うように努める。

【関係条文】 法第 62 条

第 4 章 職場環境の整備

(作業環境測定)

第17条 会社は、法令の定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録することとする。

(作業環境測定の評価等)

第18条 会社は、前条の作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令の定めるところにより、施設又は設備の設置、健康診断の実施及びその他の適切な措置を講ずることとする。

【関係条文】 法第 65 条、65 条の 2

(環境の整備)

第19条 会社は、社内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- ⑤ 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置。
- ⑥ 作業方法の改善。
- ⑦ 休憩施設の設置又は整備。
- ⑧ その他快適な作業環境を形成するために必要な措置。

(保護具、救急用具)

第20条 会社は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、従業員に対し指導、教育を行うとともに、その整備に努めることとする。

【関係条文】 則第 593 条～598 条、633 条、634 条

(機械・設備の点検整備)

第21条 会社は、機械・設備等について、法令及び社内点検基準に定めるところにより点検整備を実施し、その結果を記録保存することとする。

(整理整頓)

第22条 会社は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持することとする。

第5章 健康の保持増進措置等

(健康診断)

第23条 会社は、従業員に対し法令の定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 会社は、有害業務に従事する従業員及び有害業務に従事させたことのある従業員に対し、医師による特別の項目について健康診断を行う。
- 3 会社は、健康診断の結果及び月の時間外労働が 100 時間を越える場合の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置について、医師の意見を聴く。
- 4 会社は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 5 会社は、健康診断を受けた従業員に対し、法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 6 会社は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める従業員に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努める。
- 7 従業員は、会社が行う健康診断を受けなければならない。
ただし、会社の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の医師又は歯科医師による健康診断結果証明書を会社に提出したときはこの限りでない。

【関係条文】 法第 66 条～66 条の 9、令第 22 条、則 44 条～52 条の 8

(病者の就業禁止)

第24条 会社は、伝染性の疾患その他の疾病で、法令の定めるものにかかった従業員に対し、その就業を禁止する。

2 会社から就業の禁止を指示された従業員は就業してはならない。

【関係条文】 法第 68 条

(健康教育等)

第25条 会社は、従業員に対する健康教育及び健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

2 従業員は、前項の会社が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めること。

【関係条文】 法第 69 条

第 6 章 製造業の元方事業場としての措置

第26条 会社は、事業場内での関係下請事業場の労働災害を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 作業間の連絡調整
- ② クレーン等の合図の統一等

【関係条文】 法第 30 条の 2

第 7 章 発注者としての措置

第27条 会社は、大量漏えいによる急性中毒を引き起こす物質、引火性等を有する物質を製造・取り扱う設備の改造等の仕事で一定の作業を注文するときは、中毒及び火災等の発生を防止するため以下の情報を請負人に提供するものとする。

- ① 化学物質の危険・有害性
- ② 作業において注意すべき事項
- ③ 注文者の講じた措置等

【関係条文】 法第 31 条の 2

附則 1 この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 この規程は、必要に応じて改定する。

安全衛生管理規程の作成及び運用上の留意事項

1 就業規則との関係

本規程は、就業規則〇〇条に基づき作成したスタイルを採っています。したがって、就業規則に重複した規程を置く必要はありませんが、本規程も就業規則の一部ですので、所轄労働基準監督者に就業規則を合わせて届け出、かつ、労働者に周知する必要があり

所轄労働基準監督署に就業規則と併せて届け出、かつ、労働者に周知する必要があります。

2 業種に対応した規程内容

本規程は、あらゆる業種に対応した内容となっていますので、各事業場の実情に応じて条文等は変更、削除してください。(第 5 条、6 条、12 条、14 条、16 条、17 条、23 条 2 項、26 条、27 条等)。

3 注書き、関係条文

注書き関係条文は、安全衛生管理規程を作成する場合の参考に記載したものですので、実際の規程に盛り込む必要はありません。なお、関係条文に使用した略称の正式名称は下記のとおりです。

法：労働安全衛生法 令：労働安全衛生法施行令 則：労働安全衛生規則

下記のとおりです。

法：労働安全衛生法 令：労働安全衛生法施行令 則：労働安全衛生規則

(注)化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるもの以外の調査は製造業等に限る。

製造業等：製造業(物の加工業を含む。)、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

【関係条文】法第 28 条の 2、則第 24 条の 11